

**熊本市町並み復旧保存支援事業 交付申請書類チェック表**  
(これから工事をされる方用)

申請者氏名 熊本 太郎

住所 熊本市中央区手取本町 1-1

①～⑮までを順番に  
並べて提出してください。

提出書類	申請者 確認欄	熊本市 確認欄
① 交付申請書類チェック表	✓ ★	
② 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付申請書 (様式第1号)	✓ ★	
③ 委任状(代理人による申請の場合)		
④ 賠償責任に関する誓約書	✓ ★	
⑤ 補助対象建造物の管理に関する誓約書	✓ ★	
⑥ 所有者の承諾書(使用者が申請する場合)		
⑦ 他の所有者の承諾書(所有者が複数人いる場合)	✓	
⑧ 所有者を確認できる書類(全部事項証明書(建物))	✓ ★	
⑨ 建築年代を確認できる書類(全部事項証明書(建物)、建築年の記載のある固定資産関係証明書、閉鎖謄本、棟札など)	✓ ★	
⑩ り災証明書又はそれに代わる建築物の被害を証明できるもの	✓ ★	
⑪ 写真(建物及び周辺の状況がわかるもの)	✓ ★	
⑫ 位置図(建物の場所がわかるもの)	✓ ★	
⑬ 現況図及び改修計画図(工事内容に応じ、配置図、平面図、立面図、屋根伏図、構造図、設備図、仕上表など、工事範囲を着色等により示したもの)	✓ ★	
⑭ 工事内訳の分かる工事全体の見積書、補助対象工事部分の見積書の写し	✓ ★	
⑮ 他の補助金等の交付額、対象工事の分かる書類 (他の補助金の交付を受けている場合)		

申請日から3ヶ月以内に  
取得したものに限り

⑧の書類で確認できる  
場合は併用可能

- ・ 申請書類を確認し、申請者確認欄にチェック  を入れてください。
- ・ 各様式の日付は記入しないでください。
- ・ 申請書等に押印する印鑑は、全て契約書と同一の物をご使用ください。
- ・ 書類提出の際に契約印をご持参ください。
- ・ 提出された書類は返却致しませんので、必要に応じて事前にコピーをお願いします。
- ・ その他必要に応じ書類の提出をお願いすることがあります。

★印は提出必須  
その他は該当する場  
合のみ提出ください。

**熊本市町並み復旧保存支援事業 交付申請書類チェック表**  
(既に工事が完了している方用)

申請者氏名 熊本 太郎

住所 熊本市中央区手取本町 1-1

①～⑱までを順番に 並べて提出してください。	提出書類	申請者 確認欄	熊本市 確認欄
①	交付申請書類チェック表	✓ ★	
②	熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付申請書 (様式第1号)	✓ ★	
③	委任状(代理人による申請の場合)	✓	
④	賠償責任に関する誓約書	✓ ★	
⑤	補助対象建造物の管理に関する誓約書	✓ ★	
⑥	所有者の承諾書(使用者が申請する場合)		
⑦	他の所有者の承諾書(所有者が複数人いる場合)	✓	
⑧	所有者を確認できる書類(全部事項証明書(建物))	✓ ★	
⑨	建築年代を確認できる書類(全部事項証明書(建物)、建築年の記載のある固定資産関係証明書、閉鎖謄本、棟札など)	✓ ★	
⑩	り災証明書又はそれに代わる建築物の被害を証明できるもの	✓ ★	
⑪	写真(建物及び周辺の状況がわかるもの)	✓ ★	
⑫	位置図(建物の場所がわかるもの)	✓ ★	
⑬	工事の完成図書(工事内容に応じ、配置図、平面図、立面図、屋根伏図、構造図、設備図、仕上表など、工事範囲を着色等により示したもの)	✓ ★	
⑭	工事内訳の分かる工事全体の見積書、補助対象工事部分の見積書の写し	✓ ★	
⑮	他の補助金等の交付額、対象工事の分かる書類 (他の補助金の交付を受けている場合)	✓	
⑯	熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金工事完了届 (様式第7号)	✓ ★	
⑰	工事請負契約書の写し(収入印紙の添付があるもの)※原本提示要	✓ ★	
⑱	工事の施工状況の分かる写真	✓ ★	

申請日から3ヶ月以内に  
取得したものに限り

⑧の書類で確認できる  
場合は併用可能

- ・ 申請書類を確認し、申請者確認欄にチェック  を入れてください。
- ・ 各様式の日付は記入しないでください。
- ・ 申請書等に押印する印鑑は、全て契約書と同一の物をご使用ください。
- ・ 書類提出の際に契約印をご持参ください。
- ・ 提出された書類は返却致しませんので、必要に応じて事前にコピーをお願いします。
- ・ その他必要に応じ書類の提出をお願いすることがあります。

★印は提出必須  
その他は該当する場  
合のみ提出ください。

記入例

## 委任状

平成〇〇年〇月〇日

熊本市長 宛

住所 熊本市中央区手取本町 1-1

委任者 氏名 熊本 太郎



連絡先 090-xxxx-0000

私は、下記の者を代理人と定め、委任事項に記載する一切の権限を委任します。また受任者とのトラブルについては双方で解決します。

住所 熊本市〇〇区〇〇△丁目□-□

受任者 氏名 株〇〇 △△〇〇



連絡先 090-△△△△-〇〇〇〇

### 委任事項

- 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付申請書の提出に関する件
- 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付決定通知書または熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金不交付決定通知書の受領に関する件
- 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金変更(中止)承認申請書の提出に関する件
- 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付決定変更通知書または熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付取消通知書の受領に関する件
- 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金工事完了届の提出に関する件
- 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付額決定通知書の受領に関する件
- 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金の請求及び受領に関する件

委任事項にチェックを入れてください。

記入例

平成〇〇年〇月〇日

## 誓約書

熊本市長 宛

申請者 住所 熊本市中央区手取本町 1-1  
氏名 熊本 太郎




私は、熊本市 〇〇区 〇〇△丁目□-□ の建築物について熊本市町並み  
復旧保存支援事業に関わる対象工事により当方及びその関係者に生じた損害については、当方が  
責任をもって対応し、熊本市に対して賠償の責を問わないことを誓います。

記入例

平成〇〇年〇月〇日

誓約書

熊本市長 宛

申請者 住所 熊本市中央区手取本町 1-1  
氏名 熊本 太郎 

私は、熊本市 〇〇区 〇〇△丁目□-□ の建築物について熊本市町並み  
復旧保存支援事業による補助を受けた場合は、下記の事項を厳守することを誓います。

下記の事項を逸脱したときは、補助金の全部又は一部の返還を求められても異存はありません。

記

- 補助対象行為完了の日から 10 年間適正に保全するよう努め、補助対象となった範囲について  
変更を行う場合は、事前に熊本市開発景観課と協議し、その同意を得てから行うことを誓い  
ます。
- 城下町の風情を感じられる町並みづくり、または川尻地区の歴史を活かした町並みづくりに  
係る取組に積極的に協力します。
- 建築物の所有権を移転する場合には、本誓約内容を不動産取引の重要事項として、譲受人に  
十分に説明します。


以上

記入例

平成〇〇年〇月〇日

誓約書

熊本市長 宛

申請者 住所 熊本市中央区手取本町 1-1  
氏名 熊本 太郎 

私は、熊本市 〇〇区 〇〇△丁目□-□ の建築物について熊本市町並み  
復旧保存支援事業による補助を受けた場合は、下記の事項を厳守することを誓います。

下記の事項を逸脱したときは、補助金の全部又は一部の返還を求められても異存はありません。

記

- 補助対象行為完了の日から 10 年間適正に保全するよう努め、補助対象となった範囲について  
変更を行う場合は、事前に熊本市開発景観課と協議し、その同意を得てから行うことを誓い  
ます。
- 城下町の風情を感じられる町並みづくり、または川尻地区の歴史を活かした町並みづくりに  
係る取組に積極的に協力します。

以上

# 記入例

平成 月 日

## 承諾書

熊本市長 宛

(建築物の所有者)

住所：熊本市中央区手取本町1-1

氏名：熊本 花子

電話番号：090-xxxx-

熊本印

所有する下記の建築物について、熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付申請を行なうことに承諾いたします。

また、熊本市町並み復旧保存支援事業による補助を受けた場合は、履行条件に記載の事項の制約を受けることを承諾いたします。

記

### 建築物の所在等

所在地	熊本市 区 丁目 -
申請者	住所：熊本市中央区手取本町1-1 氏名：熊本 太郎
復旧後の建物用途	住宅
復旧内容	屋根瓦、外壁、内壁の改修工事

### 履行条件

- 補助対象となった範囲について、工事完了後10年以内に変更を行う場合は、使用者が変わった場合においても、事前に熊本市開発景観課と協議し、その同意を得てから行います。
- 建築物の所有者として、熊本市町並み復旧保存支援事業の目的に沿って、適切に補助対象物を維持及び管理します。
- 建築物の所有権を移転する場合には、本履行条件を不動産取引の重要事項として、譲受人に十分に説明します。
- 城下町の風情を感じられる町並みづくり、または川尻地区の歴史を活かした町並みづくりに係る取組に積極的に協力します。

以上の条件を逸脱したときは、補助金の全部又は一部の返還を求められても、異存はありません。